

質問書に対する回答

(件名) 関越自動車道 利根川橋耐震補強工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 P.5 6-(4)	「(4) 電力、通信施設関係の撤去移設(仮移設を含む)は発注者が行う。」とありますが、撤去移設方法ならびに移設場所は事前に協議していただけでいいのでしょうか。	移設場所については、本工事の施工に影響のない位置へ移設を考えていますが、移設作業までに協議が間に合う場合は、協議することは可能です。
2	特記仕様書 P.15 18-2(1)	建設副産物の発生場所にWJ工法が含まれていますが、WJ工法にてコンクリートに係り発生するものは特記17-5建設汚泥(協議対象)ではないのでしょうか。	WJ工法にて発生する建設汚泥の処理に要する費用については、特記仕様書P.16 18-2(3)に記載のとおりとなります。
3	特記仕様書 P.29 25-7-3(4)	材令28日における圧縮強度(N/mm ²)は「24」とありますが、「24以上」と考えてよろしいのでしょうか。	特記仕様書P.29 25-7-3(4)に記載のとおり、基準を満足すれば問題ありません。
4	特記仕様書 P.31 25-9-2①	「既設水切り構造における段差等の埋戻しについては、ポリマーセメントモルタルのコテ塗りにより平坦に仕上げる」とありますが、数量をご教示ください。	設計図「はく落防止対策工 詳細図」に記載の延長でお考え下さい。
5	特記仕様書 P.39 25-14-4	「横変位拘束構造に使用する緩衝材の材料及び品質は、設計図書に示すものとする。無収縮」とありますが、「無収縮」以下の記述をご教示ください。	無収縮の文言は不要となります。
6	特記仕様書 P.40 25-15-3	「受注者は、当該実施料に消費税相当額を加えた額を、実施許諾契約に基づき清水建設株式会社、日鉄ケミカル&マテリアル株式会社及び株式会社SHINDOに支払うものとする。」とありますが、当該特許の実施料の支払先は、清水建設株式会社だけではないのでしょうか。	特許権者へ特許実施料を支払うことが主旨のため、支払先まで指定するものではありませんので、実施許諾契約に基づき支払うものとお考え下さい。
7	経費全般	本工事における施工地域の補正をご教示願います。	特記仕様書P.1 1-4施工地域区分に記載のとおりお考え下さい。
8	特記仕様書P16 現場環境改善に関する事項	現場環境改善費の補正については、市街地、市街地以外のどちらでしょうか。	特記仕様書P.1 1-4施工地域区分に記載のとおりお考え下さい。